

北海道渡島総合振興局告示第109号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第12号のはえ縄漁業について、制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年（2023年）8月17日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考	
(1) 漁業種類	(2) 操業区域		(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数				(6) 漁業を営む者の資格
はえ縄漁業	松前沖海域	松前郡松前町と檜山郡上ノ国町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から267度30分の線以南、松前郡白神岬灯台と青森県竜飛岬灯台を結ぶ線以西の間における渡島総合振興局管内沖合海域	毎年、9月1日から翌年3月31日まで	1隻	20t未満	ア 渡島総合振興局管内に住所を有する者	令和5年(2023年)8月8日から令和5年(2023年)8月22日まで	1	<p>1. この公告に係る許可の有効期間は、令和5年（2023年）9月1日以前の許可は、令和5年（2023年）9月1日から令和8年（2026年）8月31日まで、令和5年（2023年）9月2日以降の許可は、許可日から令和8年（2026年）8月31日までとする。</p> <p>2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和5年（2023年）9月1日以前の認可は、令和5年（2023年）9月1日から令和6年（2024年）8月31日まで、令和5年（2023年）9月2日以降の認可は、認可の日から1年又は令和8年（2026年）8月31日のいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>(2) 海中に敷設する漁具の制限は次のとおりとする。</p> <p>ア 松前沖海域 海中に敷設するはえ縄の鉢数は130鉢以内とし、1鉢の針数は25本以内でなければならない。</p> <p>イ 津軽海峡東部海域 海中に敷設するはえ縄の鉢数は120鉢以内とし、1鉢の針数は60本以内でなければならない。</p> <p>(3) たら、めぬけ及びさめ以外のものを漁獲の対象としてはならない。</p> <p>(4) 海中に敷設する漁具の各のしのはの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。</p> <p>(5) さげ・ますが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p>
	津軽海峡東部海域	函館市汐首岬灯台から正南の線以東、函館市恵山岬と青森県尻屋崎を結ぶ線以西の間における渡島総合振興局管内沖合海域及び函館市恵山岬と青森県尻屋崎を結ぶ線以東の渡海共第18号、第65号共同漁業権漁場区域	毎年、9月1日から翌年6月30日まで	39隻	同上	同上	同上	同上	2